

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

広島市長 様

提出者

住所 広島市中区千田町2丁目5-44

氏名 株式会社 トータテハウジング

代表取締役 川西 祐二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-236-8800

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 トータテハウジング
事業場の所在地	広島市中区千田町2丁目5-44
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事 8,299百万円
③従業員数	102名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	弊事業各作業場 (戸建て新築工事・" 修繕工事) ↓ 収集運搬事業者へ委託 ↓ 中間処理・再生処理事業者へ委託 → 再生処理 ↓ 最終処分

別紙1  
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和4年度)実績量  
計画:今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	496	490									496	490	496	490	403	420				
紙くず	428	400									428	400	428	400	428	400				
木くず	984	1000									984	1000	984	1000	984	1000				
繊維くず	0.7	0.7									0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	72	80									72	80	72	80	72	72				
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	367	340									367	340	367	340	223	290				
鉄さい																				
がれき類	1074	1000									1074	1000	1074	1000	240	950				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	3421.7	3310.7	0	0	0	0	0	0	0	0	3421.7	3310.7	3421.7	3310.7	2350.7	3132.7	0	0	0	0

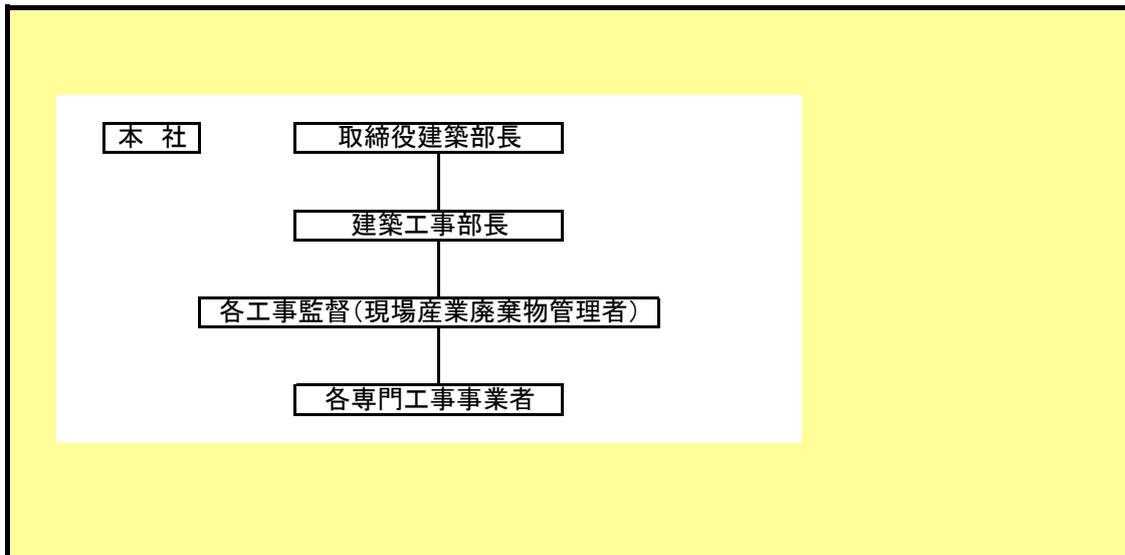
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

## 別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

### 【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

### 1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



### 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"><li>・戸建住宅新築・修繕工事での分別収集、廃棄物排出抑制。 (資材の厳密な積算と不要梱包材の抑制をメーカー等取引業者に働き掛ける)</li><li>・作業場内の産業廃棄物以外のゴミ抑制。 (家庭ゴミ持ち込み禁止)</li><li>・プレカット工法の促進。</li><li>・仮設材の適切な入出管理。</li></ul>
②計画 (今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ禍が納まり、今後増えていく産廃内容の見直し。</li><li>・施工積算の品質向上。</li><li>・作業員のゴミ抑制の意識教育。</li></ul>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、がれき類棟に分別。 新規業者へは工事監督より新規入場者教育の一環として指導。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none"><li>・産業廃棄物処理に関する契約締結・産廃業者許可証確認の徹底。現場状況把握。</li><li>・適切なマニフェスト交付。</li><li>・施工現場の産廃処理状況を社内管理部門でチェック。</li></ul>
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も現状の取組みを徹底したい。